

令和 7 年第 2 回七戸町議会定例会 会議録（第 3 号）

令和 7 年 6 月 6 日（金） 午前 10 時 00 分 開議

○議事日程

- 日程第 1 報告第 15 号 専決処分事項の報告について
(自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第 2 議案第 45 号 物品購入契約の締結について
(消防ポンプ自動車 (CD-I 型) 購入)
- 日程第 3 議案第 38 号 令和 7 年度七戸町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 4 議案第 39 号 令和 7 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 5 議案第 40 号 令和 7 年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 6 議案第 41 号 令和 7 年度七戸町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 7 議案第 42 号 令和 7 年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 8 議案第 43 号 令和 7 年度七戸町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 9 議案第 44 号 令和 7 年度七戸町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 10 報告第 16 号 令和 6 年度七戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 11 報告第 17 号 令和 6 年度七戸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 12 報告第 18 号 令和 6 年度七戸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 13 選挙第 1 号 七戸町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 追加日程第 1 追加提出議案の一括上程について
- 追加日程第 2 議案第 46 号 七戸町役場の位置を変更する条例の制定について
- 追加日程第 3 議案第 47 号 七戸町副町長の選任につき同意を求めることについて
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16 名）

議長 16 番 附 田 俊 仁 君 副議長 15 番 岡 村 茂 雄 君

1 番 藤 井 夏 子 君
 3 番 山 本 泰 二 君
 5 番 二ツ森 英 樹 君
 7 番 澤 田 公 勇 君
 9 番 市 清 悦 君
 11 番 瀬 川 左 一 君
 13 番 三 上 正 二 君

2 番 中 野 正 章 君
 4 番 向中野 幸 八 君
 6 番 小 坂 義 貞 君
 8 番 工 藤 章 君
 10 番 佐々木 寿 夫 君
 12 番 田 嶋 輝 雄 君
 14 番 田 島 政 義 君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 田 嶋 邦 貴 君
 支 所 長 三 上 義 也 君
 財 政 課 長 佐 藤 源 太 君
 町 民 課 長 向中野 洋 人 君
 介護高齢課長 金 見 真 樹 君
 会 計 管 理 者 中 村 陽 一 君
 建 設 課 長 高 田 博 範 君
 上下水道課長 町 屋 淳 一 君
 生涯学習課長 鳥谷部 伸 一 君
 国民スポーツ大会推進室長 山 田 真太郎 君
 農業委員会事務局長 田 村 教 男 君
 監査委員事務局長 相 馬 和 徳 君
 選挙管理委員会事務局長 鳥谷部 慎一郎 君

総 務 課 長 鳥谷部 慎一郎 君
 企画調整課長 田 中 健 一 君
 税 務 課 長 高 田 美由紀 君
 保健福祉課長 西 野 勝 夫 君
 こどもみらい課長 澤 山 晶 男 君
 農 林 課 長 原 子 保 幸 君
 商工観光課長 佐々木 和 博 君
 学 務 課 長 附 田 良 亮 君
 スポーツ振興課長 井 上 健 君
 農業委員会会長 天 間 俊 一 君
 代表監査委員 吉 川 正 純 君
 選挙管理委員会委員長 新 館 文 夫 君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 相 馬 和 徳 君 事 務 局 次 長 町 屋 さおり 君

○会議を傍聴した者（7名）

○会議の経過

○開議宣告

○議長（附田俊仁君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 16 名で、定足数に達しております。

したがいまして、令和 7 年第 2 回七戸町議会定例会は成立いたしました。

議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより、6 月 4 日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第 1 報告第 15 号

○議長（附田俊仁君） 日程第 1 報告第 15 号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

9 番議員。

○9 番（听 清悦君） 毎回このような案件が上がってくるのですけれども、事故が起こる前に職員なりが見回りをして、ちゃんと補修するなりということは毎回言われていると思うのですけれども、今回の件については、やはり事故が起こってから、町としては気がついたということによろしいですか。

○議長（附田俊仁君） 建設課長。

○建設課長（高田博範君） お答えします。

听議員の質問についてですが、そのとおりでございます。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 9 番議員。

○9 番（听 清悦君） 職員だけでは目が行き届かない点多々あると思います。車が壊れることになれば、町民が町にこういふことで壊れたという情報提供があると思うのですけれども、そうなる前に、例えば町のホームページとかで、これぐらいの穴が開いている場合には、町民からでも情報提供できるように、今はもうスマホで写真を撮って、メールでも LINE でも簡単に送れる時代なので、これからはもう、町民にも協力してもらって、その道路の破損状況というのを情報提供してもらおうということを考えたほうがいいと思いますけれども、どう考えますか。

○議長（附田俊仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田中健一君） お答えいたします。

町民からのそういう連絡通報につきましては、町の公式 LINE で、既にそういった道路の穴の箇所を発見した場合は連絡できるような体制は整っておりますけれども、まだ登録している方が 1,500 人程度ということですので、もう少しそういった周知に今後努

めてまいりたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） それはいいのだけれども、ただ、どの程度の形かを定めないと、穴の大きさもあるし、深さもあるでしょうし、その基準は設けているのですか。設けていないと、少しの穴が空いてもみんな喋るよ。それでは対応しきれなくなるのではないですか。その基準というのは、どの程度だったら。この程度だと石を入れるといい、これだとやらないといけないというのはあると思うのです。その辺のところは、明確でなくても、大体の基準というものはあるものですか。

○議長（附田俊仁君） 建設課長。

○建設課長（高田博範君） お答えいたします。

明確な基準というものはないです。一応、穴が開いているという通報があれば、職員が確認に行きまして、軽度のものであれば、もう少しということもありますけれども、大体は、通報があれば、職員が行って、穴の補修はさせていただいております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 町道で、町で管理している延べ距離数というのは、半端ではない距離のはずです。それが、確かに役場職員では、全部を確認することはできない、これは分かります。だから、こういう問題も出てくる、これも分かるのです。

けれども、そのためにも、今度は基準を設けないと、全部が全部回れるわけないのです。そうでないと、たくさんの町民から、自分の家の前の所に穴が空いてるよとか。総延長で何百キロメートルですよ。だから、その形を大体この程度ならば、というのを一応、正確でなくていいから、理屈つけるといくらでも理屈をつけるにいいけど、大体の基準の目安を設けたほうがいいと思います。これくらいになったら、この程度をやりますという、正式な形ではなくてもいいのだから。別に、答弁はしなくてもいいです。

○議長（附田俊仁君） 要望でよろしいですか。

8番議員。

○8番（工藤 章君） 今の9番議員の指摘は、ちょっと無理があります。なぜかという、道路の陥没というのは、日々、進化していくのです。例えばスピードとか、それから積載の量によっても、それから雨にもよります。だから、日々、それをホームページで云々というのは、そもそも無理な話です。だから、それを役場の日々のパトロールの中で、そもそもそこまでは無理です。

いずれにしても、箇所箇所に穴が空いているよと、それは情報提供は必要です。いつもいつも、それができるわけない。だから、適時適切に、見回りするのも大事ですし、情報提供も必要ですけれども、いちいちホームページに載せて写真を撮って、そのような大変なこと。とにかく、善良なる管理者の注意義務は、怠ってはならないような形で進めれば、それで結構です。町長、分かりますよね。あくまでも、そういう気持ちでやってもら

えれば十分です。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 答弁求めますか。

○8番（工藤 章君） 結構です。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） この相手方の住所が書かれていますが、たしか五、六年前は個人名が載っていたこともあります。たまたま私が知っている人の名前が載っていたことありますが、これはどういう理由で、こういう表現の仕方ですけれども、そこはどのような考えの下に、このようになっていますか。

○議長（附田俊仁君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

こちらは、確かに何年か前までは住所、氏名まで記載しておりましたが、昨今の個人情報保護ということで、詳しい住所、氏名等の掲載はやめております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（听 清悦君） 私の提案が、分かりにくいところがあったかと思います。ホームページで呼びかけというのは、三上議員が話したように、どの程度までのものを報告したらいいのかというのを分かるようにするために、例えば30センチくらいのこれくらいの大きさとか、深さ10センチくらいとか、画像で分かるようなサンプルを幾つか載せていればいいのではないかという意味ですので。三上議員が、私の言いたいことを理解してくれているとは思っていますので、以上で終わります。

○議長（附田俊仁君） 9番議員、答弁求めますか。

○9番（听 清悦君） いいです。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第15号は原案のとおり承認されました。

○日程第2 議案第45号

○議長（附田俊仁君） 日程第2 議案第45号物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車（CD-I型）購入）を議題といたします。

これより質疑に入ります。発言を許します。

9番議員。

○9番（听 清悦君） この入札に関して、前回から少し興味を持って、私なりにいろいろ調べてみました。今、ChatGPTというのも今、ただで使えるのでいろいろ試していて、これについても、もしこういう条件で入札があった場合に、落札しようと思ったら、どういう車両とどういうポンプを選べばいいかというのを聞いたところ、一番いいのは、いすゞのelfの2トンクラスとか、様々なメーカー四つあるうちのモリタエコノスとかが出てきたのですけれども、実際、これに落札されたのは、車両が何で、その消防設備といいますか、そのポンプ、どのメーカーになったのかを伺います。

○議長（附田俊仁君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

メーカー名までは資料はございませんが、まず、本体のシャシーということで、消防専用ダブルキャブ、四輪駆動方式の3トン級の低床式であります。それにさらに、車体艤装ということで、いろいろな装備を装着しますけれども、そちらの装備については、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱に沿ったものを付属品等として搭載した車両としております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 9番議員、よろしいですか。

○9番（听 清悦君） いいです。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○日程第3 議案第38号

○議長（附田俊仁君） 日程第3 議案第38号令和7年度七戸町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

8ページから10ページまで、歳入全般について発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、歳出に入ります。

11ページ、1款1項1目議会費から、16ページ、2款5項1目統計調査総務費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、16ページ、3款1項1目社会福祉総務費から、22ページ、8款4項1目都市計画総務費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、22ページ、10款1項2目事務局費から、27ページ、13款2項12目過疎地域持続的発展特別事業基金費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第39号

○議長（附田俊仁君） 日程第4 議案第39号令和7年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第40号

○議長（附田俊仁君） 日程第5 議案第40号令和7年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第41号

○議長（附田俊仁君） 日程第6 議案第41号令和7年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。
これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。
したがって、議案第４１号は原案のとおり可決されました。

○日程第７ 議案第４２号

○議長（附田俊仁君） 日程第７ 議案第４２号令和７年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。
これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。
したがって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

○日程第８ 議案第４３号

○議長（附田俊仁君） 日程第８ 議案第４３号令和７年度七戸町水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号は原案のとおり可決されました。

○日程第９ 議案第４４号

○議長（附田俊仁君） 日程第９ 議案第４４号令和７年度七戸町下水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

下水道事業会計全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第４４号は原案のとおり可決されました。

○日程第１０ 報告第１６号

○議長（附田俊仁君） 日程第１０ 報告第１６号令和６年度七戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第１６号を終わります。

○日程第１１ 報告第１７号

○議長（附田俊仁君） 日程第１１ 報告第１７号令和６年度七戸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第17号を終わります。

○日程第12 報告第18号

○議長（附田俊仁君） 日程第12 報告第18号令和6年度七戸町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第18号を終わります。

○日程第13 選挙第1号

○議長（附田俊仁君） 日程第13 選挙第1号七戸町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条の第2項の規定により、指名推薦とし、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。

選挙管理委員に、附田繁志君、天間弘臣君、天間良一君、瀬川勇一君、以上の方々を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方々を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、附田繁志君、天間弘臣君、天間良一君、瀬川勇一君、以上の方々が七戸町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、補充員の指名を行います。

これより、指名いたします。

補充員には、椎葉誉君、上原子一治君、伊藤敦子君、田中忠則君、以上の方々を指名い

たします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方々を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

しがいまして、椎葉誉君、上原子一治君、伊藤敦子君、田中忠則君、以上の方々が七戸町選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま指名いたしました順序にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

しがいまして、補充の順序は、ただいま指名いたしました順序に決定いたしました。

○追加日程について

○議長（附田俊仁君） お諮りいたします。

町長より、追加議案2件が提出されましたので、去る6月2日、議会運営委員会において、追加することに決定いたしました。本日の議事日程に加えることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

しがいまして、追加議案2件については、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

よって、本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○追加日程第1 追加提出議案の一括上程について

○議長（附田俊仁君） 追加日程第1 追加提出議案の一括上程について。議案第46号七戸町役場の位置を変更する条例の制定について及び議案第47号七戸町副町長の選任につき同意を求めることについての2議案を一括上程いたします。

町長から追加議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋邦貴君） 皆さん、おはようございます。ただいま提出いたしました全議案を原案どおり可決くださいまして、誠にありがとうございました。ただいま議員各位にはお疲れのところ大変恐縮ですが、追加議案がございますので、概要について御説明いたします。

議案第４６号七戸町役場の位置を変更する条例の制定については、役場新庁舎の建設に当たり、新庁舎の建設地を定めるため提案をするものです。

議案第４７号七戸町副町長の選任につき同意を求めることについては、現在、空席となっている副町長について、仁和圭昭氏を選任したいことから、地方自治法の規定により議会の同意を求めるため提案するものです。

以上、２議案につきまして追加提案させていただきますので、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（附田俊仁君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

○追加日程第２ 議案第４６号

○議長（附田俊仁君） 追加日程第２ 議案第４６号七戸町役場の位置を変更する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

９番議員。

○９番（听 清悦君） ６月定例会開会の挨拶で、町長が慎重審議をお願いしますということでありました。ですけれども、今出された議案第４６号というのは、私の認識では議会の３分の２の賛成が必要な条例であるということと、合併協議の際の重要事項の一つである本庁舎の住所を変える条例になるということを考えた場合に、それプラス、私が一般質問で言ったように、まちづくり基本条例を考えると、主権者である、町民をやはり参加させるべきというので、あとはアンケート調査をしっかりとやればいいことだと思っています。事前に配付されることもなく、これを今出されて、今ここで私がパソコンでいろいろ調べて考えをまとめる時間もない中に決めなければならない状況で、いつもこの時間がないうち、十分に審議をさせないで採決にもっていくというやり方がいいのかなというところで疑問に感じていますけれども、質問に移ります。

これを、今、急いで決めなければならない何か緊急性のある事情があったのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 財政課長。

○財政課長（佐藤源太君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回、提案させていただきましたこの条例につきましては、先般、議会全員協議会で御説明いたしましたが、今年、基本設計・実施設計の業務委託、あとオフィス環境調査の業務委託を発注する予定でございます。それを進めるに当たりまして、まず役場の新しい位置というものを定める必要がありますので、今回提出させていただきました。なお、このスケジュールにつきましては、３月の議会全員協議会でも御説明しておりますので、御理解いただいているものと認識しております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 9 番議員。

○9 番（听 清悦君） 今の説明で、これからの手続する上で必要だということですが、ChatGPTで聞いたところ、法律上で変えなければそういったことができないという法律が見当たらないということですから出てくるのですけれども、実際これは、法律において何に該当して、今お話しした業務上の契約といいますか、それが進められないのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 財政課長。

○財政課長（佐藤源太君） お答えいたします。

法律等の条例に順番が決められているものではございません。ただ、町がこれから進めていく事業を考えたときに、設計、あと建築工事が進む、完成した後に役場の位置の条例を出すという順序と、あらかじめ場所を定めて、そこから建設に向けた業務委託、建設工事を進めていく、どちらが町として進めるべきかということを考えて、先に条例を提案するということで判断いたしました。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○議長（附田俊仁君） 休憩をとり、会議を開きます。

9 番議員。

○9 番（听 清悦君） 3回目ということで、最後になりますけれども。まちづくり基本条例の中に、その町民の参加というところで、アンケート調査というのがあるのですけれども、プラン・ドゥ・チェック・アクションの中のプランのときにアンケートを取るのも、これはいいと思います。チェックする段階で、最終的に計画が、案が取れてこのように決まりましたと、議員に先ほど配った内容が確定した段階でも、丁寧な手続を進めると思えば、私はそこでアンケート調査をしてもいいと思っています。なおかつ、議会でその予算案に対して、13人が賛成しているわけですから、3分の2を軽く、理解を得ているわけですから、議会の承認を得たからいいではなくて、主権者は町民ですから、念のため多くの町民がこの計画にも賛成しているというのがあればなお、我々も安心なわけですね。私は、3月の定例会でもアンケート調査したらと言って、3か月たちましたけれども、まちづくり基本条例を私の解釈では、丁寧な手続をしようと思ったら、しかも重要案件ですから、そういったことを検討するものと思いますけれども、もうする気はないという解釈でいいのか伺います、最後の質問です。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） お答えします。

議員も一般質問で、アンケート調査の必要性、そのとおりだと思います。まちづくり、様々する場合には、広く多くの声が必要です。このまた案件につきましては、広く今まで

協議をされてきて、検討委員会、それからパブリックコメント、様々なものが提出されて今日に至ったと思っております。

ですので、この前もお話ししましたが、これからのまちづくり、様々なところには、今、議員おっしゃるとおり、いろいろな声を、これからはさらなるまちづくりを進めてまいらなければならないと思いますので、そのようなときにそういう手法も入れながら進めてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（附田俊仁君） 2 番議員。

○2 番（中野正章君） 私は、この荒熊内とか庁舎移転に関して、たびたび反対してきましたが、一つの区切りかなと思います。やはり一番なのは、最初にこの計画が前町長から出されたのは、恐らく平成 27 年、あるいは 29 年かは分かりませんが、私が議員になる前だと思いますが、その辺りから、住民説明会をするべきだったなと思います。やはり、そのほうが住民の理解が浸透しやすい。それで、行ったのが令和何年になって、私がここで言ってやった 1 回、各地区 1 回ということなわけですが。アンケートだ、パブリックコメントだ、それを 1 回か 2 回やったからそれでよしと、事足りるとするのではなく、足を運んで、住民にどう話し合う、その中で、やはり意見が出る。なかなかアンケートだ、パブリックコメントだというのは限られたものだと思います。例を言えば、たびたび例を出しますけれども、紫波町のあそこでは、何十回も、そういう住民説明会を 10 年以上前からやってきている。町長が替わったタイミングですので、これから、まちづくりも含めてやっていこうという中で、そういう住民説明会を重視してもらいたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 2 番議員、答弁求めますか。

○2 番（中野正章君） 答弁、できたら求めます。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） お答えします。

今おっしゃるとおり、やはり住民の声というのを拾いながらまちづくりはしていくべきだと思いますので、これから様々なまちづくりをまた着手していくことになります。今おっしゃるとおり、住民説明会、様々も入れながら住民の声をきちんと聞いて、その事業ごとに進めてまいりたいと思いますので、そのように御理解をいただきたいと思います。

○町長（田嶋邦貴君） 2 番議員、よろしいですか。

○2 番（中野正章君） いいです。

○議長（附田俊仁君） 8 番議員。

○8 番（工藤 章君） まず、構想と計画案を拝見させていただきました。その中で、54、55 ページの基本計画策定までの経緯ということを拝見させていただきました。物すごく会議を開いて、委員会を開いて、プロジェクトチームを作って、我々も議論をして、そして、最後にパブリックコメントも読ませていただきました。

この中で、町民のアンケートがあるのですね。私、投稿者のこの 8 人の中で、6 人の方

がまず基本的に反対している。その中で、町民投票、そういう意見もある。確かに、考えられないわけではないけれども、我々が認識している範囲内では、そこまで町民の意識は拮抗していない。また、私たちの中においても、賛成・反対の意見は拮抗していません。簡単に言えば、行政が進める中で、我々がいる中で、あなた方がやっているなら、信頼して任せましょうという意識。

それから、このコメントの内容を見れば、ほぼ反対される方の意識が愛着があるような感じですが、この現庁舎から周辺にです。これはなぜかと言えば、やはり40年もここで暮らしてきて、あるいは利用してきて、愛着があるのは当然ですよ。それからもう一つは、近い人が遠くなるわけですから、当然嫌ですよ、歩いていけたのに車で行かなければならないと、そういうことも想定されるわけですから。

いずれにしても、新庁舎の位置については、8割方の人が、役場に用事がある人たちがみんな遠くなる、七戸庁舎も、本庁舎も。なぜかと言えば、ほぼ大体真ん中だから。そういう中においても説明、意識においても、住民はほぼ納得しているなど、私は現在ではそう思う。だから粛々と、この計画は今年度の予算にも業務委託の実施でありますので、これはもう粛々と、町長も変わったけれども進めていただきたいわけです。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 答弁求めますか。

○8番（工藤 章君） いや、いいです、十分です。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

13番議員。

○13番（三上正二君） 喋る分みんな、町議員も喋ったと思うのだけれども、3月の、本当はこれ、私の前の、ここではないけれども、町長室に行って町長と話したときもあるのです。本来、議員の方々は、3月4日の3月議会が一番最初に荒熊内地区開発事業対策特別委員会の中で採決しているのです。そのときに反対したのは3人です。反対は反対でいいのです、それはその人の意思ですから。

だけれども、3人で、あとはほとんど全員が賛成なのです。というのは、ここは独裁国家でないから、民主主義のルールにしたら、あなたの意見は意見で、反対者の中野議員の意見も意見で、それでいいのです、それは。でも、意見は意見として、みんなで決めたことに対しては、それこそ、それに従ってもらわないと。まして、今回の追加提案も、本来ならば3月4日に決まってから、本予算のところに上げてもらいたいくらいなのです。その件はいいとしても、いずれにしても、その辺のどこまでも決まったものを。だって、これ、オールイコールではないと思いますけれども、反対した3人の意見の人たちの、もし、私たちが町民の代表とするならば、その点数と、あとの賛成した人の点数を足してみてください。そうすれば。そういう計算は成り立たないと思いますけれども、今、工藤章議員が言ったように、大多数の人がそういう感じになると思うのです。私の支持者の中にも反対の人がいるかもしれませんが、だから、これは、どこまでもいろいろ

やっていないで、粛々と進めてるべきだと思います。答弁は要りません。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、これより討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

9 番議員。

○9 番（呷 清悦君） 本議案に、反対の立場で意見を述べます。

田嶋町長には、私も期待して、大いに応援するつもりで、まちづくりを進めるという気持ちは同じです。ただ、それは条例の中でも最も重視すべき、そのまちづくり基本条例に沿った方法で、町民と歩調を合わせたまちづくりを進めてほしいというのが私の願いです。

先ほど、議長から指摘がありましたので、固有名詞を述べずに理由を述べます。住所変更の条例改正に関する位置づけと手続ということで、まず、合併協定の重みについてですが、七戸町は平成17年の合併時に、本庁舎は天間林地区に置くことを明記した合併協定を締結しています。合併協定書は、地方自治法第7条に基づく市町村の合併に際し、法的拘束力はないものの、政治的道義的拘束力が極めて高い自治体間の約束です。それを覆す場合は、町民全体への十分な説明と納得のプロセスが必要不可欠です。中野議員もお話したように、議員から説明会をやらないのかと言われて仕方なくやるような説明会ではなくて、それこそ、案が取れた基本構想・基本計画を基に住民説明会を開こうと思えば開けたと思っています。

それから、本庁舎の所在地変更に関する条例改正。多くの所在地は、多くの自治体や役所設置条例や組織条例で明記されています。七戸町では、その議会の議決が必要です。町村合併協定に基づく重要事項の変更は、住民意見の把握を経るのが望ましいと総務省も通知で指摘しています。

次、七戸町まちづくり条例の規定に基づく適切な手続ということで、基本構想・基本計画の策定には、町民参加が不可欠。町政の重要事項の決定前には、住民アンケートや説明会などを行うこと。住民合意を重視した政策形成過程を取るべき。つまり、新庁舎の建設が移転を伴うものであり、かつ合併協議における最重要項目の一つだったのであれば、住民アンケートや公聴会などによる合意形成の努力を行うのが、条例上も当然求められると解釈できます。

ということもあり、私は庁舎云々よりも、まず、このまちづくり基本条例にのっとった丁寧な仕事をしていただきたい。これが9月定例会に提案されなければ、それほど支障が出るのかと。今は6月定例会です。これが3か月間熟慮する期間を設けて、9月定例会で

提出した場合、どれほどの行政に影響があるのかと考えたときに、そもそも、令和9年着工の計画で、順調にいったら2年でできたとすれば、令和11年から供用開始になるわけですが、耐震性に問題がある本庁舎の3分の2ぐらいについても、令和15年度までは大丈夫ということですから、仮に3か月、もう少し町民も考える期間をおいても全く問題ないと思っています。

私はそういった観点から、特に今のタイミングで、ここで出すことについては反対であります。

以上で、私の反対理由を述べて終わります。

○議長（附田俊仁君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番議員。

○7番（澤田公勇君） ただいま、町長から出された提案については、私は大賛成します。

というのは、先ほど町議員も言いましたけれども、15年云々の問題ではないのです。これは、前の附田財政課長、それから、それを引き継いだ佐藤現財政課長もかなり苦労していると思います。限られた期限の中で、財政の補助金の時間の問題、それと今、アリーナが建っていますよね。皆さん、アリーナの利用率と利用収益、どこまで来ているか覚えていませんか。駐車場の利益、どこまで上がっているか覚えていませんか。それを考えたときに、いかにしてあそこが今、重要な位置になっているかということも理解してもらいたいと思います。これが、今、計画を怠って遅れさせることになると、物価が今、どれだけ上がっているか理解していますか。半年遅れると、今、我々の生活の物価が半年ごとにどういう金額で上がっているか理解していますか。何十億とかかるものの10%上がる、それが1年遅らせるごとに15%上がるという、今の流れはそういう世の中の流れなのです。

そうすると、35億円の計画を持ったのが50億円になったとき、あなた方は手を叩いて反省できますか。そこを十分理解してもらいたいと思うのです。そうでないと、この計画を持った意味がないし、そこに持ってきた意味もないし、アリーナは物すごい利用率があります。駅前の駐車場が満杯になりますから、アリーナ側に設けた商工観光課の管理している駐車場にも土日になると100台以上の車が停まるのです。それも利用率なのです。町の収益をいかにして上げなければならないというときに、何をもってやっていくのか。逆に言うと、我々の費用を削減してもこちらに向けていくという考えを持たないと、いつまでたっても反対反対では物事は進まないのです。

だから、これを9月にすればいいとか、どうすればいいかとかと、では我々議員の運営委員会で決めたことは何なのですか。そういうことも、ちゃんと理解しながら、どうやって前に進んで、どうやっていったらいい状態になるのかと。反対するのはいいですよ、でしたら、反対する側のこういうやり方があるという明示の仕方も必要ではないですか。それがなしに、町民云々云々とだけ言っている、物事は進まないのです。あなた方の反対

を、指摘を受けて、町長サイドとしても、これからの進み方については、いかにしていいものを造っていくのか、アンケートなるよう努力してやっていくということを明示しているわけですから。そういった意味では、ちゃんと理解してあげたほうがいいのではないですか。そういう意味で、私は今の出された案件については大いに賛成しますし、進めたい。そういうふうに願っております。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

8番議員。

○8番（工藤 章君） 賛成の立場から討論いたします。

まず、議員になってから初めてですね、こういう討論という場面に出くわすのは。

それで、まず私、最後のこのパブリックコメントを重々読ませていただきました。過激な言葉もあって、例えば詐欺だとか、荒熊内に移すのは詐欺だとか、約束違反だとか、そういう評価をする方もいます。それについては、合併から20年以上たちますので、そこから、こういう大きい構想の場合は、多分選挙とか、それから当時の町長とか、その人が、選挙があれば公約とかそういうので是非を問うわけです。縷々そうやってやってから、今までのこの意見集約には様々な人が携わって、その都度その都度意見交換をして、そして、ここに至ったわけですから。反対の意見を排除していないですよ、ちゃんと取り入れて、それを双方の立場から議論して、ここまで積み上げてきました。それで、いよいよ最終段階です、この条例改正というのは。

そこで、私的に考えた場合、よく日本人、我々もよくこういう言葉遣いをするのですね、それが何だかという、「I c a n' t…」、何でしたか、何かという、仕方ないと、仕方ないと。私もよく使うのです。それは、反対だけでも仕方ないと、やむを得ないと。この言葉を、特に今でも反対する方に、仕方ない、諦めろと。これだけ手続をやってきたのだから、そういう気持ちも大切だよと。だから、そういう言葉を、これから私は反対の認識を持っている人には、とにかくそういう言葉を投げかけていって、そして、とにかく反対な気持ちは分かるのだと、それでも仕方ないと、仕方ないと心を動かすときもあるのだから、そういう気持ちでこれから接していきたいと。

いずれにしても、国で言えば、国家百年の計に値するような記念すべき私は、今日は日だと思っております。ここから、いよいよスタートするわけですから、特に財政上不安もある方もおります、それから、人口減少がこれからの財政に影響を与えます。そういうものも含めても、とにかくここから、新しい町をつくるのだという意識を持って、みんなで意見集約していけば、当然、コンパクトで使いやすいという構想があるのですから、必ずこれからみんなの意見を集約して、そういう施設を役場を造るのだと。そこから、新しいにぎわいを創出すると言っていますので、これから知恵を出し合いながら、大いに議論をして、前向きに進んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（附田俊仁君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。本案の採決は、起立採決といたします。

本案については、地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とする特別多数議決であります。

ただいまの出席議員数は16名であり、その3分の2は11名であります。なお、この特別多数議決には、議長も表決権を有しております。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（附田俊仁君） 着席ください。

ただいまの起立者数は15名であり、規定数に達しております。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

○追加日程第3 議案第47号

○議長（附田俊仁君） 追加日程第3 議案第47号七戸町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより本案について採決いたします。本案の採決は、起立採決といたします。

本案の同意に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（附田俊仁君） 起立多数であります。

したがって、議案第47号は原案のとおり同意すべきものと決しました。

○閉会宣告

○議長（附田俊仁君） 以上で、今期定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

これをもって、令和7年第2回七戸町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時54分

以上の会議録は、事務局長相馬和徳の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和7年6月6日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員